

貸手責任リスクが銀行の融資行動に与える影響について

九州大学大学院 下田真也

< 報告要旨 >

本稿では、融資先企業が非合法的な行為を行ったことにより第三者に与えた損害について、当該企業のみではその損害を十分に補償できないため、その企業へ融資を行っている銀行にも補償の義務を負わせるという、いわゆる貸手責任が問われるような制度を政府が採用していると想定する。その上で、貸手責任制度が存在する場合、銀行の企業に対する融資行動にどのような影響があるのか、また貸手責任制度が実際に機能するのかという点について検討する。

具体的には次のようなモデルを設定する。企業が行うプロジェクトには合法・非合法の2種類があり、どちらが選択されるかは確率的に決まる。政府はコストをかけて企業の非合法プロジェクトを調査し、発生した損害を企業や銀行に補償させる。企業が実行するプロジェクトは十分に収益が見込めるものであり、融資先の企業が合法プロジェクトを行えば銀行は確実に融資の元利金を回収できるが、非合法プロジェクト行って、企業価値を上回るような損害賠償を命ぜられたときには、貸手責任が問われて銀行が損失を受ける可能性が出てくる。また、銀行は貸手責任を回避するために企業の株主へ迂回融資を行うこともできるが、融資額が全額返済されないリスクがある。

以上のような条件のもとでは、銀行に迂回融資を行わせないために政府が最適な調査水準よりも過小な企業調査しか行わない可能性がある。さらには、調査水準の低下が政府の期待利得を減少させてしまうために、政府が貸手責任制度を導入しても実際には機能しないケースもあることを示す。

< 討論者からのコメント >

東京経済大学 安田行弘

貸手責任 (Lender liability) が課された場合に、銀行はどのような行動をとると考えられるかという観点から、貸手責任は銀行にとって新たなリスク要因となるため、その制度の目的が必ずしも達成できない可能性について理論的に分析している。貸手責任制度が実効性を持つ場合には効率性が向上するが、株主を通じた迂回融資 (銀行にとっては貸手責任のリスク回避手段) によって、その制度が機能しない場合があることを示している。

モデルで想定しているような、株主融資を通じた事例は？

政府の調査（努力）の変数よりも、企業の環境問題に対する取り組みを表す変数、例えば、企業の努力の変数などを組み入れてはどうか？

銀行が企業の行動に対して影響を与える変数、例えば、モニタリングなどの変数を組み入れてはどうか？

政府の目的関数を社会厚生とした上で、貸手責任制度の効率性の比較をする方が良いのでは？

法律上はあくまでも会社という単位で問題を考えるという点が重要であると考えられる。つまり、責任が認められる要件が非常に厳格である。例えば、法制化されている米国でも、法人格という膜を破るだけの密接な関係（株式所有、取締役の派遣など）がない責任を認めるのは難しい。その意味で、企業と銀行の関係の部分に焦点を当てた分析が必要なのではないか？（前述の銀行のモニタリングなどはその例になると考えられる。）

< 討論者からのコメントに対するリプライ >

具体的に貸手責任を回避するために株主融資を行った例は、知る限りではありませんが、本稿では銀行のリスク回避行動の一選択肢として株主融資を考えました。

・ 本稿では簡単化のために、銀行・企業間の融資契約についてはモデル化しておりませんが、契約行動を組み込んだモデル構築も可能であり興味深い結果が得られると考えられますので、モデルの拡張を行ってみたいと思います。

ご指摘いただいたとおり、政府の目的を社会厚生最大化としたほうがより現実的であると考えられますので、上記 ・ とあわせてさらにモデルの拡張を行ってみたいと思います。

本稿では、背景にあるべき現実の法制度がモデルに十分反映しているとは言えませんので、今後は法的な側面も含めて研究を進めていきたいと思っています。

< フロアからの質問とそれに対する回答 >

特になし